

1 3 条例、規則等の取扱い

合併協議会で協議調整された各項目については、合併特例措置を含めそれぞれの調整方針に従って整理する。

また、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、合併時に市長職務執行者の専決処分により必要な条例・規則等を制定し、公布する。